

改修後、その者の居住の用に供する部分に、調理室、浴室、便所又は玄関のうち、いずれか二以上の室がそれぞれ複数ある場合に限ります。具体的には、事例イメージをご参照ください。

国土交通省HPより抜粋

■ 事例1

<工事前>		<工事後>	
	箇所数		箇所数
調理室	1	調理室	2
浴室	1	浴室	1
便所	1	便所	2
玄関	1	玄関	1

対象
調理室、便所の増設工事で、工事後、各々2箇所あるため○

■ 事例2

<工事前>		<工事後>	
	箇所数		箇所数
調理室	1	調理室	2
浴室	1	浴室	1
便所	2	便所	2
玄関	1	玄関	1

対象
調理室の増設工事で、工事後、調理室・便所が2箇所あるため○

事例1:
調理室と便所を増設工事により、工事後二以上の室がそれぞれ複数ある場合の要件を満たしています。

事例2:
調理室を増設工事により、工事後二以上の室がそれぞれ複数ある場合の要件を満たしています。

■ 事例3

<工事前>		<工事後>	
	箇所数		箇所数
調理室	1	調理室	2
浴室	1	浴室	1
便所	2	便所	2(改修)
玄関	1	玄関	1

対象
調理室の増設工事で、工事後、調理室・便所が2箇所あるため○

対象外
便所の改修工事であるため×

■ 事例4

<工事前>		<工事後>	
	箇所数		箇所数
調理室	2	調理室	2(改修)
浴室	1	浴室	1
便所	2	便所	2(改修)
玄関	1	玄関	1

対象外
調理室、便所の改修工事であるため×

※上記の事例は、調理室、浴室、便所及び玄関が全て自己居住用部分にある場合を想定。

事例3:
調理室を増設工事により、工事後二以上の室がそれぞれ複数ある場合の要件を満たしていますが改修工事となるため工事費算入の対象外となります。

事例4:
工事後に、工事後二以上の室がそれぞれ複数ある場合の要件を満たしていますが工事自体が改修工事となるため工事費算入の対象外となります。
※対象になるのは増設工事となります。